最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

令和５年４月１日

今治市契約課

建設工事の入札にかかる「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の算出に適用している中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル（公契連モデル）及び国土交通省の基準が令和４年３月に改正されました。これに伴い、本市においても、建設工事の入札にかかる「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の算定基準の改正を以下のとおり実施します。

つきましては、令和５年４月１日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用することとしましたのでお知らせします。

改正前

1　算定対象額の工事価格に占める割合を算出

（直接工事費×97％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費×55％）／工事価格×100

※75％以上とする。（小数点第５位まで算出、６位以下切捨て）

2　調査基準価格（最低制限価格）を算出

予定価格×算定対象額の工事価格に占める割合（円未満切捨て）

3　低入札価格一次調査にかかる失格判定基準

工事費内訳書に計上された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、すべての項目が以下の方法により算出された判定基準価格以上でなければ、失格とする。

●判定基準価格算出式（1円未満の端数は切り捨てる。）

直接工事判定基準 ＝ 直接工事費 × 直接工事設定比率
共通仮設判定基準 ＝ 共通仮設費 × 共通仮設設定比率
現場管理判定基準 ＝ 現場管理費 × 現場管理設定比率
一般管理判定基準 ＝ 一般管理費 × 一般管理設定比率

設定比率

適用費目	設定比率
直接工事費	90％
共通仮設費	80％
現場管理費	80％
一般管理費	30％

改正後（令和５年４月１日から適用）

1　算定対象額の工事価格に占める割合を算出

（直接工事費×97％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費×68％）／工事価格×100

※75％以上とする。（小数点第５位まで算出、６位以下切捨て）

2　調査基準価格（最低制限価格）を算出

予定価格×算定対象額の工事価格に占める割合（円未満切捨て）

3　低入札価格一次調査にかかる失格判定基準

工事費内訳書に計上された直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、すべての項目が以下の方法により算出された判定基準価格以上でなければ、失格とする。

●判定基準価格算出式（1円未満の端数は切り捨てる。）

直接工事判定基準 ＝ 直接工事費 × 直接工事設定比率
共通仮設判定基準 ＝ 共通仮設費 × 共通仮設設定比率
現場管理判定基準 ＝ 現場管理費 × 現場管理設定比率
一般管理判定基準 ＝ 一般管理費 × 一般管理設定比率

設定比率

適用費目	設定比率
直接工事費	90％
共通仮設費	80％
現場管理費	80％
一般管理費	30％